

令和7年度第3回千葉市入札適正化・苦情検討委員会 議事録

- 1 日時** 令和8年2月9日(月) 午後1時30分～午後3時15分
- 2 場所** 千葉市役所高層棟6階 入札室2
- 3 出席者** (委員)
水間委員長、大川委員、大久保委員、川村委員、望月委員
(事務局)
青木資産経営部長、久保契約課長、谷口技術管理課長、亀田契約課長補佐、
弘中契約第一班主査
(説明員)
山尾建築設備課長

4 議題

- (1) 入札・契約制度について
- (2) 審議事項
各入札方式における契約手続の審議(6件)

5 議事の概要

- (1) 入札・契約制度について
事務局から、令和7年度の入札・契約制度及び入札実施状況について説明後、質疑応答。
- (2) 各入札方式における契約手続の審議について
大久保委員から、抽出工事6件の抽出理由を説明。
- 1 制限付一般競争入札「下水道排水施設工事(誉田雨水7-2)」
 - 2 制限付一般競争入札「幕張新都心若葉住宅地区小学校(仮称)プール新築杭打工事」
 - 3 制限付一般競争入札「中央浄化センター監視制御設備改築工事」
 - 4 制限付一般競争入札「排水施設改修工事(誉田外7-2)」
 - 5 指名競争入札「JR鎌取駅北口駅前広場シェルター改築工事」
 - 6 指名競争入札「千葉市小中台公民館外1か所空調設備改修電気設備工事」
- 事務局から入札方式ごとに各工事を説明後、委員会で審議。
- (3) 令和7年度千葉市入札適正化・苦情検討委員会の審議結果報告について
令和7年度の審議結果を報告。
- (4) 次回の審議対象抽出委員について
水間委員長の指名により、川村委員に決定。

6 会議経過(発言の要約)

(1) 入札・契約制度について

- 水間委員長 早速ですが、令和7年度第3回千葉市入札適正化・苦情検討委員会の議題に入ります。事務局から、入札・契約制度について、説明をお願いします。

○亀田契約課長補佐 (入札・契約制度について説明)

質疑・応答

○水間委員長 ただいまの説明について、何かご質問等ございますか。

無いようですので、次に議題となっています各入札方式における契約手続の審議に入らせていただきます。

(2) 各入札方式における契約手続の審議について

○水間委員長 今回の案件の抽出者であります大久保委員に、抽出理由の説明をしていただきます。それでは案件1について、説明よろしくをお願いします。

○大久保委員 お手元の資料2を使って説明させていただきます。
2ページ目をご覧ください。

今回は、令和7年10月1日から12月31日までに執行した契約案件、制限付一般競争入札120件、指名競争入札9件、随意契約1件、合計130件の中から、審議対象案件6件を抽出しました。

発注工事の特徴については、次の3ページ目に示されているとおりです。

これらの発注工事の特徴を踏まえ、5ページ以降に示されている発注工事一覧の中から抽出しております。それでは、4ページ目をご覧ください。

工事名「下水道排水施設工事(菅田雨水7-2)」、業種は土木です。

抽出理由は、再発注で、総合評価落札方式(特別簡易型)による制限付一般競争入札方式(JV)で執行し、申請者少数で低入札調査対象の案件であるためです。

○水間委員長 それでは、事務局から案件1について、説明をお願いします。

○亀田契約課長補佐 (案件1についての発注経過を説明)

質疑・応答

○水間委員長 案件1について、何かご質問等ございますか。

○大久保委員 想定される業者数はどの程度だったのでしょうか。

○久保契約課長 本工事の想定業者数についてですが、千葉市内に本店を有する土木一式工事Aランクに登録されている事業者による建設共同企業体、所謂JVの数で、最大で11JVの参加を想定しておりました。

○大久保委員 申請者が3者と少ない理由は何だと考えられるでしょうか。JV対象としては、小規模な工事なのでしょうか。

○久保契約課長 初めに、申請者数が少なかったことについてですが、公開された工事概要や設計図書などの資料を参考に、施工条件、技術的難易度、価格面、手持ち工事や技術者数などを勘案し、本工事の参加について各事業者が検討した結果と考えております。

次に、JV施工に相応しい工事だったのかについてですが、本工事は、千葉市緑区誉田町2丁目地区の浸水被害を軽減させるため、街路用地内に雨水管を新設するものですが、街路整備事業と併せて行う工事であり、一般的な管布設工事と比べて、技術水準、要求精度が高く、総合的な監理が求められる現場条件となっておりますが、市内土木事業者によるJV施工とすることで、事業者の技術力を結集することにより施工できる工事だったと考えております。

○大久保委員 小規模なJV対象工事の入札参加者が少ない現状を踏まえ、昨今の物価上昇も考慮し、JV対象工事の基準額の引き上げ等について検討しているのでしょうか。

○久保契約課長 JVへの発注は、代表構成員・他の構成員ともに技術者の配置が求められることや受注した場合、労務費や資材単価の上昇により、出資比率によっては、請負金額に対する利益が低下する可能性もあり、これらの要因が、参加を少なくしているものと思われ、JV対象工事の基準額の引き上げや関連する入札参加要件などの改正を検討していきたいと考えております。

○大久保委員 本案件は低入札価格調査対象者が多かったですが、このような入札は増加傾向にあるのでしょうか。

○久保契約課長 低入札価格調査の状況ですが、令和7年度は12月末現在で、総合評価落札方式での契約件数95件のうち、低入札価格調査の対象が29件、発生率は36.6%となっております。令和6年度は契約件数92件のうち、調査対象が18件、発生率19.6%、令和5年度は契約件数109件のうち、調査対

象は 40 件、発生率は 30.5%で、直近 2 年と比較すると、令和 7 年度は、低入札価格調査の対象となる割合が高くなっております。

また、本案件では、低入札価格で応札した事業者から調査書類の提出はありませんでしたが、調査書類の提出があった案件も増加しており、令和 7 年度は 12 月末現在で、調査対象 29 件のうち、調査書類の提出があった案件は 9 件、令和 6 年度は調査対象 18 件のうち、調査書類の提出があった案件は 4 件、令和 5 年度は調査対象 40 件のうち、調査書類の提出があった案件 6 件で、直近 2 年と比較すると令和 7 年度は、調査書類の提出件数が多くなっております。

○大久保委員 入札額が低いほど評価値が高くなる現行の評価方法では、低価格入札を千葉市が助長しているように思われますが、現行の評価方法をどのように考えているのでしょうか。

○谷口技術管理課長 現行の総合評価落札方式の評価方法である除算方式は、価格が低いほど評価値が高くなる仕組みであります。価格と技術評価点との組み合わせで評価値を算出するため、必ずしも入札額が低い者が落札できるとは限らない評価方法となっております。

また、低価格入札となった場合も、価格失格基準制度と低入札価格調査制度を併用していることから、価格が基準を満たしていなければ失格、低価格調査を実施し契約内容に適合した履行が確保されること及び公正な取引の秩序を乱すおそれがない場合にのみ落札者とするため、現行の評価方法が必ずしも低価格入札を助長するものではないと考えております。

しかしながら、入札参加者の評価に関わる取組が進み、本案件のように技術評価点の差がつきづらい案件も出てきていることは認識しております。

○水間委員長 低入札価格調査の対象件数と、調査書類の提出件数が増加傾向にあるとの事ですが、そのような傾向となる理由はあったのでしょうか。

○久保契約課長 明確な理由は不明です。ただし、建築工事において低入札価格調査の件数が増加傾向にあることを認識しています。

書類の提出は増加していますが、下請けへの代金の流れや使用資材の納入根拠などを立証できる、合理的な入札額の場合は、その事実が確認できる調査書類が提出されていると認識しています。一方で、見積の有効期限が切れているものや、使用資材の置場などについて合理性がない調査書類が提出されることもあります。そういった場合は審査中止となっております。

調査書類の提出があった全ての案件で、低入札価格調査の対象者と契約しているわけではありません。

○水間委員長 先ほど回答で示された件数は、あくまで調査書類の提出があった件数であって、契約に至った件数ではないということですね。実際に契約に至った件数はどの程度でしょうか。

○久保契約課長 契約に至ったのは、書類提出があった案件のうち3割程度です。

○水間委員長 他に何かご質問等ございますか。
無いようですので、続きまして案件2について、大久保委員から抽出理由の説明をお願いします。

○大久保委員 それでは、お手元の資料2の4ページ目をご覧ください。
工事名「幕張新都心若葉住宅地区小学校（仮称）プール新築杭打工事」、業種はとび土工です。
抽出理由は、再発注で、総合評価落札方式（特別簡易型）による制限付一般競争入札方式で執行し、再度入札を行い、落札率の高い案件であるためです。

○水間委員長 それでは、事務局から案件2について、説明をお願いします。

○亀田契約課長補佐 （案件2についての発注経過を説明）

質疑・応答

○水間委員長 案件2について、何かご質問等ございますか。

○大久保委員 想定業者数はどの程度を想定していたのでしょうか。

○久保契約課長 本工事の入札参加想定業者数は、28者を想定しておりました。

○大久保委員 結果として、同じ2者のみが入札する形になっていますが、応札者が少ない理由は何が考えられるのでしょうか。

○久保契約課長 本工事は、小学校のプールを新築するための杭打ち工事で、一般的な建築物に施工する杭工事と工法は同じであり、施工実績のある市内事業者で施工可能な工事であったと考えております。結果的に応札者が少なかった

理由については、本工事の着工時期が令和8年度の入学式以降であり、学校敷地内への工事資材の搬入などの施工上のリスクや各事業者の手持ち工事や配置できる技術者の状況など、総合的に判断した結果と考えております。

○大久保委員 再発注で見直した内容は何でしょうか。

○久保契約課長 見直しの内容についてですが、令和7年4月の単価を令和7年7月の単価に改定しております。また、材料の見積りを取り直したところ、杭の製作期間の短縮が見込めたため、255日だった工期を240日に変更し、再発注しております。

○大久保委員 高落札率となった理由は何でしょうか。

○久保契約課長 落札率についてですが、入札参加者が公開された仕様書を参考に、詳細な積算を行い、結果として、予定価格に近い金額になったものと考えております。

○大久保委員 本案件は、1回目及び2回目の発注の双方において業者の入札価格のばらつきが見られます。予定価格と入札額との間にかなりの乖離がありますが、工事の難易度が高いのでしょうか。それとも、設計図書の記載が不十分だったことにより、千葉市と業者の間で認識の相違が生じてしまったのでしょうか。

○久保契約課長 本工事の難易度についてですが、海岸部に近い埋め立て地で施工するものですが、地盤改良工事は事前に完了しており、難易度が高い工事だったという認識はありません。また、設計図書についても記載内容が不明瞭などの指摘があったとの話は入っておりません。

次に、入札価格のばらつきについては、入札参加者が積算の際、材料メーカーなどから徴収した見積書の価格に差があるものと思われ、それらの差が、そのまま入札価格に反映したため、予定価格と入札価格に乖離が生じたものと考えております。

○水間委員長 他にご質問等ございますか。

○川村委員 入札の経過を見ると、予定価格を大きく超過した入札があった一方で、調査基準価格を大きく下回った入札もあり、かなりばらつきがありますが、

予定価格と調査基準価格の幅が狭いように感じます。調査基準価格はどのように設定しているのでしょうか。

○久保契約課長 調査基準価格の算定方法は、資料1の3ページ目に記載しております。予定価格の算定の基礎となった、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費の各費用に、記載された割合を乗じて得た額を合算したものです。ただし、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合は10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は10分の7.5を乗じて得た額としております。

この算定方法は、国が示している算定モデルを基にしており、県内市町村は同一の方法で運用していると認識しています。

○川村委員 調査基準価格の設定方法は理解しました。他自治体と同様の方法ということで、変更は難しいかもしれませんが、初回発注時の入札状況を見ると、予定価格と調査基準価格の幅が狭いために、再度入札となっています。特に総合評価落札方式で入札を行う案件に関しては、調査基準価格を引き下げる、あるいは、現場管理費などが失格基準価格を下回った場合でも失格とするのではなく、低入札価格調査書類を徴取し精査するなど、柔軟な運用にしても良いのではないかと考え意見いたしました。

○水間委員長 貴重なご意見であったと思います。

私としても、1回目の発注において、2者の応札額の差が、倍以上となっていることが気になります。本工事は既製品の杭を使用するもので、入札額に倍以上の差が出るのは考えにくいと思います。このような場合に、契約課から、工事所管課に入札の状況を伝え、発注内容の見直しを促すことはできないのでしょうか。

○久保契約課長 ご質問いただきました通り、1回目の発注において、2者の応札額の差が、倍以上となっています。本工事は、純粋に新築のプールの下に杭打ちを行うものです。民間工事では、建築工事と合わせて発注するケースが多い工事内容であり、地方自治体でも、建築工事と一括で発注する事例があることを認識しております。1回目の入札において予定価格を大きく超過した入札額だった事業者は、入札額の算定の際に何らかの認識誤りをしてしまった可能性があると考えております。また、学校開校後に着手することから、安全管理上の懸念を過剰に捉えられてしまったとも考えられます。

このような結果で不調になった場合は、工事所管課に対して、入札額と予定価格との間に非常に大きな乖離があるという事実を伝えております。

また見積に関しては、昨今物価上昇が急速に進んでいるため、見積徴取時と開札時で乖離が生じている可能性もあることから、見積書の有効期限内であっても再発注に向けて見積を再徴取をするよう促しております。

○水間委員長 他に何かご質問等ございますか。
無いようですので、続きまして案件3について、大久保委員から抽出理由の説明をお願いします。

○大久保委員 それでは、お手元の資料2の4ページ目をご覧ください。
工事名「中央浄化センター監視制御設備改築工事」、業種は電気です。
抽出理由は、大手対象で、総合評価落札方式（特別簡易型）による制限付一般競争入札方式で執行し、再度入札を行い、申請者少数、1者入札で落札率の高い案件であるためです。

○水間委員長 それでは、事務局から案件3について、説明をお願いします。

○亀田契約課長補佐 （案件3についての発注経過を説明）

質疑・応答

○水間委員長 案件3について、何かご質問等ございますか。

○大久保委員 大手業者向けとしたために、入札者が少数なのではないでしょうか。また、本工事を大手業者での施工が必要と判断した具体的な理由は何でしょうか。

○久保契約課長 本工事は、監視室から処理場の運転状況を監視及び遠隔操作をするための監視制御設備を改築するものです。

施工にあたり、既存の監視装置を使いながら新しい監視装置へ切り替える必要があり、限られた時間の中で、既存設備に影響が出ないように、施工上、高度な専門知識や技術力が必要な工事と判断して参加要件としました。

なお、入札者が1者だったことについては、入札者以外の事業者は、入札参加を検討する際、手持ち工事の状況などを考慮し、参加を見送ったものと考えております。

○大久保委員 大手業者での施工の必要性の判断が、工事内容に基づき一貫して行われるよう、明確な基準を設けているのでしょうか。

○久保契約課長 本市で発注する建設工事のうち、大手業者による施工の判断は、「難易度の高い技術力または施工管理能力が必要であるもの」としております。

本工事は、下水処理に影響のある主要施設のプラント工事であり、下水道処理機能を確保しながらの施工となるため、大手業者を対象としております。

○大久保委員 下水道プラント関連工事は、常に入札参加者が少数であることや、昨今の技術者不足等を考慮し、複数箇所の工事を一括して発注するなどの見直しは検討しているのでしょうか。

○久保契約課長 下水道プラント工事の技術者不足への対策についてですが、契約工期中に、機器類の製作のみを行う期間については、技術者の専任配置を求めないこととしております。

次に、下水道プラント工事の一括発注については、更新計画との兼ね合いもありますが、工事内容が同じの設備で複数の処理場を施工する場合は、複数の処理場の工事をまとめて一括で発注する場合があります。

只今の委員からの質問を受けまして、同じ時期に機器製作を行うプラント工事については、複数の工事をまとめて発注ロットを大きくすることなどについて、工事発注課と協議、調整し、入札不調対策を進めていきたいと考えております。

○水間委員長 他に何かご質問等ございますか。

無いようですので、続きまして案件4について、大久保委員から抽出理由の説明をお願いします。

○大久保委員 それでは、お手元の資料2の4ページ目をご覧ください。

工事名「排水施設改修工事（菅田外7-2）」、業種は舗装です。

抽出理由は、再発注の案件であるため。

○水間委員長 それでは、事務局から案件4について、説明をお願いします。

○亀田契約課長補佐 (案件4についての発注経過を説明)

質疑・応答

○水間委員長 案件4について、何かご質問等ございますか。

○大久保委員 1回目の発注で、応札者がいなかった理由は何だと考えるでしょうか。

○久保契約課長 応札者がなかった理由についてですが、本工事は、市内に本店のある土木工事Bランク業者の対象工事で、最初の発注の主な工事内容は、内径1,000mm×1,400mmの比較的大型のボックスカルバートの布設でした。
本工事と同じ時期に発注した市内土木Bランク業者を対象とした他の工事と比べると難易度の高い工事であり、他の工事に入札参加したことで技術者が不足したことなどが原因と考えております。

○大久保委員 再発注で見直した内容は何でしょうか。

○久保契約課長 見直しの内容についてですが、ボックスカルバートの布設については、別工事で発注し、残りの主な工事内容が、アスファルト舗装工事となったため、業種を土木工事から舗装工事に変更して再発注しております。
また、単価を令和7年9月の単価から7年11月の単価に改定しております。

○水間委員長 本工事は2回目に舗装工事として発注していますが、工事名から舗装工事だと判断できないのではないのでしょうか。また2回目の工事内容は、1回目の工事内容を業種別に分割したものだと思いますが、再発注案件として取り扱うべき案件なのではないのでしょうか。

○久保契約課長 千葉市では、入札参加資格要件案を審査する委員会を設置しており、不調になった案件は、工事所管課から不調となった経緯や再発注の方針を説明し、その上で契約課から資格要件案を提示し承認を受けた内容で発注しております。本案件は不調になった工事の内容を業種ごとに分割したのですが、そのような場合も再発注として取り扱うこととしております。
工事名に関しては、本工事の入札参加資格要件案を審査した委員会において、工事内容が推察できないという意見がありました。その後、審査会の委員長から各工事所管課に対して、工事内容にふさわしい工事名とするよう通達をしたと聞いております。

○水間委員長 他に何か質問はございますか。
無いようですので、続きまして案件5について、大久保委員から抽出理由の説明をお願いします。

○大久保委員 それでは、お手元の資料2の4ページ目をご覧ください。

工事名「JR鎌取駅北口駅前広場シェルター改築工事」、業種は建築です。
抽出理由は、再発注で、予定価格事前公表の指名競争入札で執行し、落札率が高い案件であるためです。

○水間委員長 それでは、事務局から案件5について、説明をお願いします。

○亀田契約課長補佐 (案件5についての発注経過を説明)

質疑・応答

○水間委員長 案件5について、何かご質問等ございますか。

○大久保委員 再発注で見直した内容は何でしょうか。

○久保契約課長 見直しの内容についてですが、施工内容を見直し、コンクリート基礎の施工を取り止めました。この見直しにより、工期が211日から155日に変更となりました。また、単価を令和7年4月の単価から令和7年7月の単価に改定するとともに、見積もりも取り直しております。

○大久保委員 本案件は3回発注していますが、駅前広場のシェルター工事は不調になる頻度が高いのでしょうか。

○久保契約課長 駅前広場のシェルター工事の状況ですが、令和7年度12月末現在で、駅前広場のシェルター工事は3件で、発注回数は7回、そのうち5回が入札不調で、入札不調の発生率は71.4%となっております。

令和6年度は2件の工事を3回発注し、そのうち2回が入札不調で、入札不調の発生率は、66.6%、令和5年度は3件の工事を6回発注し、そのうち3回が入札不調で、発生率は50.0%でございました。

○大久保委員 シェルター工事の不調の理由について、どのように考えているのでしょうか。また対策として、どのような方法を検討しているのでしょうか。

○久保契約課長 入札不調の理由についてですが、発注担当課が事業者に聞き取りしたところ、施工箇所は、駅前であり、公共交通機関の利用者など人の往来が多く、交通整理が煩雑となり、工事期間中は、歩行者用の通路を別途、設ける必要が生じるため、工事現場に仮設のヤードを設けることが困難との意見が上がっております。また、鉄道やバス、タクシーなどの複数の交通事

業者との細かな事前調整も必要であり、施工そのものに専念できないことなどで入札参加を見送るケースも考えられます。

対策としましては、駅前工事という特性から、工事期間中の交通誘導員の人工を増やすなど、安全対策に係る費用を十分に計上することなどを検討して参ります。

○水間委員長 他に何かご質問等ございますか。
無いようですので、続きまして案件6について、大久保委員から抽出理由の説明をお願いします。

○大久保委員 それでは、お手元の資料2の4ページ目をご覧ください。
工事名「千葉市小中台公民館外1か所空調設備改修電気設備工事」、業種は電気です。
抽出理由は、再発注で、予定価格事前公表の指名競争入札で執行し、1者入札の案件であるためです。

○水間委員長 それでは、事務局から案件6について、説明をお願いします。

○亀田契約課長補佐 (案件6についての発注経過を説明)

質疑・応答

○水間委員長 案件6について、何かご質問等ございますか。
前回の委員会で、不調となる案件が多いことから、不調が多い業種について工事内容の詳細について回答できる担当に出席するよう要望したところ、本日は、本案件の工事所管課である建築設備課が出席しております。
質問内容によっては、建築設備課長から回答いたします。

○大久保委員 再発注の際に予定価格を上げていますが、見直した内容は何でしょうか。

○久保契約課長 見直しの内容についてですが、単価を令和7年4月から7年7月に改定し、機器費についても見積を取り直ししました。その結果、予定価格が最初の発注より上がっております。

○大久保委員 1回目の発注において、入札額が予定価格を約40%超過していますが、これほどの差が生じた原因は何でしょうか。

- 山尾建築設備課長 金額の乖離については、積算にあたり見積単価を採用している項目があり、見積を取得したメーカーによって価格が異なるために生じたものと考えられます。
- 大久保委員 再発注では、落札者は結果的に価格超過となった1回目の入札額と比べて大きく下回る金額で入札していますが、発注者としてどのように考えているのでしょうか。
- 久保契約課長 再発注の結果についてですが、落札者は、事前公表した予定価格や設計図書を参考に積算を行い、本工事を受注した場合の採算性、手持ちの工事や技術者の状況など、総合的に検討し、応札した結果、落札したものと考えております。
- 大久保委員 2回目の発注で36者を指名し、応札は1回目に入札した業者のみでしたが、理由は何だと考えているのでしょうか。
- 久保契約課長 応札者が1者だったことについてですが、入札参加資格を有する電気工事事業者が、公開した本工事の設計図書などを参考に手持ちの工事の状況や技術者の配置などを考慮し、入札参加について判断した結果と考えております。
- なお、今年度は、上半期を中心に市内の中学校29校の体育館に、エアコンを設置する工事を発注したため、それらも要因として見ております。
- 大久保委員 指名競争入札で応札が1者のみという少数のようなケースはどの程度あるのでしょうか。
- 久保契約課長 指名競争入札での1者応札の状況ですが、令和7年度は、12月末時点ですが、指名競争入札54件のうち、1者応札が23件、割合は42.6%となっております。
- 令和6年度は、指名競争入札53件のうち、1者応札が17件、割合は32.1%、令和5年度は、指名競争入札68件のうち、1者応札が23件、割合は33.8%となっており、指名競争入札で執行した場合、3割以上が1者応札となっております。
- 川村委員 積算単価の更新は、どの程度の頻度で行っているのでしょうか。
- 谷口技術管理課長 土木工事の積算単価は、物価資料に掲載のある単価は毎月更新を行って

おります。

○山尾建築設備課長 建築工事、機械設備工事、電気設備工事の積算単価は、年4回更新しております。

○水間委員長 何点か質問します。

本案件は、関連の空調設備工事の受注者が先行して決定していることから指名競争入札としています。空調設備工事を含む管工事も、電気工事と同様に不調となる割合が高いと思いますが、このような不調となりやすい業種を一括で発注することで、競争性が生まれ不調を防ぐことはできないのでしょうか。

○久保契約課長 公共工事の場合、業種が異なる場合は分割して発注することが原則となっております。ただし、ただいま委員長から意見をいただきました通り、あまりにも不調が続く場合、可能であれば複数業種の一体発注も検討していきたいと考えております。

○水間委員長 1回目の発注で入札額が予定価格を約40%超過していることに関して、見積を取得したメーカーによって価格が異なるために生じたとの回答でしたが、同種の資材について見積徴取を行って、40%も差が生じるものなのでしょうか。

○山尾建築設備課長 本案件では変圧器の更新が含まれております。本案件は、施工中に変圧器の規格が変更になる時期でした。新規格の変圧器は、旧規格と比較してサイズが大きく価格も高くなります。納入時期により入手可能な規格が変わることから、入札者が新規格の見積を徴取したことにより、予定価格と入札額の差が生じたと予想しています。

○水間委員長 入札者は、設計図書に記載された仕様から、どちらの規格で見積を徴取する必要があるか判断できないのでしょうか。

○山尾建築設備課長 設計図書からは判断できません。入札者が自ら入手可能な規格を判断し、見積を徴取する必要があります。

○水間委員長 最後に、前回の委員会から数か月経過していることから、契約部門、技術部門それぞれから、これまでの不調対策の内容と、今後の対策案を説明してください。

○久保契約課長 先ほどの審議案件の中でも触れましたが、昨今の労務費、物価の上昇が続いていることから、JV対象工事の基準額の引き上げを検討しています。また、入札参加資格者名簿で等級を設定している業種については、下位等級を対象として発注する工事の基準額を引き上げることを検討しています。

○谷口技術管理課長 現在行っている不調対策は、毎年4～6月の受注者の閑散時期に施工できるよう工事を発注し、施工時期の平準化を進めています。また、小規模な工事は受注を敬遠される傾向があることから、大規模な工事と一括して発注しています。不調が続く工事は、市側と入札者側で設計図書や現場に対しての認識に相違がないか確認することを目的に、業界団体へのヒアリングを行っております。そのほか、建設業界の働き方改革推進の観点から、週休2日制の実施や猛暑日の工事中止に対応できるよう適正工期を設定しています。

今後の不調対策としては、工事を進める上で不明確な要素を減らすことを目的として、特記仕様書に使用材料や施工条件を可能な限り記載したいと考えております。また、専門性が高い工事の入札参加を増やす必要があると考えており、現場の品質を落とさない範囲で、入札参加資格要件の緩和を検討していきたいと思っております。

○水間委員長 他に何かご質問等ございますか。

無いようでしたら、以上で各入札方式における契約手続の審議を終わらせて頂きます。

(入札制度に対する意見について)

○水間委員長 最後になりますが、私ども当委員会の1年間のまとめとして、今年度開催した委員会でもいただいた意見等を取りまとめ、審議結果報告を作成いたしましたので、事務局から読み上げてください。

○久保契約課長 千葉市入札適正化・苦情検討委員会は、令和7年度において定例会議を3回開催し、千葉市の発注した工事について、入札及び契約に係る事務における公平性の確保並びに客観性及び透明性の向上を図るための審議を行ったので、下記のとおり結果を報告する。

本委員会は、令和7年度発注案件の中から各委員が抽出した案件22件について審議を行い、入札及び契約事務が適正に処理されていることを承

認した。

本委員会の審議内容を踏まえ、千葉市が入札契約制度の改善や公共工事の品質確保の促進に不断の努力を続けていることは評価できる場所であり、今後も工事発注にあたって、常に現状を把握し、公平性、透明性及び競争性を確保され、制度の目的が達成されているかを検証しながら、より効率的な事務の執行に努められたい。

今年度の入札状況を見ると、落札率はほぼ横ばいの傾向であり、適正な価格競争が行われているものと認められる。

一方で、入札不調の発生率はやや増加傾向にあり、近年の技術者不足、建設資材の価格高騰等や民間工事の需要などの社会情勢を鑑みて、不調となった原因を分析し、設計内容の見直しや、適切な発注時期・発注ロットの設定等の対策を図るとともに、入札参加者を増やすための取り組みも進めていただきたい。

○水間委員長 ありがとうございました。

1点ほど意見よろしいでしょうか。「建設資材の価格高騰等や民間工事の需要などの社会情勢を鑑みて」となっておりますが、「価格高騰や民間工事」ではないでしょうか。

○久保契約課長 「価格高騰や民間工事」に修正いたします。

○水間委員長 ただいま読み上げていただきました意見を委員会からの意見として報告することに、ご異議はございませんでしょうか。

○各 委 員 (異議なし)

○水間委員長 ご異議はございませんでしたので、当意見を令和7年度の審議結果として報告させていただきます。

本日の議題は全て終了とさせていただきます。

事務局から何かありますか。

○久保契約課長 本日は、長時間にわたり慎重なご審議をいただき、ありがとうございました。

ご報告ですが、大川委員、大久保委員におかれましては、令和8年5月をもって在任期間が10年になります。「附属機関の設置及び運営に関する指針」により、その職にある期間が連続して10年を超える者は委員に

選任できないことから、本日が最後の委員会となる予定です。

これまで、多大なるご尽力を賜りましたことに、心より御礼申し上げます。それでは、大川委員、大久保委員の順に一言ずつご挨拶をお願いできればと思います。

○大川委員 10年間大変お世話になりました。この期間、契約について様々なことを学びました。今後とも皆様のご健勝とご多幸をお祈りいたします。

○大久保委員 10年間ありがとうございました。入札・契約制度について学ぶことの多い10年でした。大変お世話になりました。

○青木資産経営部長 資産経営部長の青木でございます。今回は令和7年度最後の開催ですので、閉会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、長時間にわたり慎重な審議を賜りまして、誠にありがとうございました。

また、本委員会は、今年度は3回にわたり開催されましたが、各回とも、ご審議をいただいた案件について、適正に処理されているとの評価をいただくとともに、貴重なご意見を頂戴いたしました。

水間委員長はじめ各委員の皆様におかれましては、慎重かつ熱心にご審議いただいたことにつきまして、改めてお礼申し上げます。

今後は、審議結果を踏まえたご意見等を参考に、時代に適応したより良い入札制度を確立するよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、引き続き、どうぞ宜しくお願いいたします。

簡単ではございますが、閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。今年度1年間、ありがとうございました。

○久保契約課長 いただきましたご意見は、後日、市長に報告いたします。

次回は、令和8年8月頃に開催を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

本日はありがとうございました。

以上

問い合わせ先 千葉市財政局資産経営部契約課

TEL 043(245)5088

FAX 043(245)5536